

5. 北海道医療大学大学院長期履修規程

[平成 21 年 3 月 5 日制定]

(趣旨)

第 1 条 北海道医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第 12 条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間は、学則第 12 条第 2 項に定めるところによる。

(在学期間)

第 4 条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第 6 条第 3 項に定めるところによる。

(休学期間)

第 5 条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第 38 条に定めるところによる。

(手続)

第 6 条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第 1 号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(長期履修期間の短縮・延長・取り止め)

第 7 条 長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第 2 号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

(授業料)

第 8 条 長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第 45 条に定めるところによる。

(学則の準用等)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

《以下 附則省略》

様式第1号（第6条関係）

長 期 履 修 申 請 書

年 月 日

（ 学）研究科長 殿

学研究科 課程 専攻

学籍番号

氏 名 印

下記のとおり、長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
長期履修申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
現住所	〒 (電話番号)
理由	
履修計画	
指導教員の意見	署名
備考	

- (注) 1 「理由」欄は、可能な限り、具体的かつ詳細に記入し、職業を有する場合は勤務先名、職種、所在地についても記載すること。
2 「履修計画」欄は、具体的かつ詳細に記入すること。
3 必要に応じ別紙添付可。

様式第2号（第7条関係）

長期履修（期間短縮・延長・取り止め）申請書

年 月 日

（ 学）研究科長 殿

学 研究科 課程 専攻

学生番号

氏 名 印

下記のとおり、長期履修（期間短縮・延長・取り止め）を申請します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
許 可 済 み の 履 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
短縮、延長又は 取り止め後の 履 修 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
短縮、延長又は取 り止めの理由	
短縮又は延長後 の履修計画	
指導教員の意見	署名
備 考	

- (注) 1 (期間短縮・延長・取り止め)は、いずれかを——線で消すこと。
2 取り止め申請の場合は、「取り止め後の履修計画」の記載を要しない。
3 「短縮、延長又は取り止めの理由」及び「短縮又は延長後の履修計画」は可能な限り、具体的かつ詳細に記入すること。
4 必要に応じ別紙添付可。
5 当初の長期履修申請書の写しを添付すること。